遼寧省における 商標専用権の質権担保貸付に関する暫定弁法

2010年11月25日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

遼寧省工商行政管理局、

中国銀行業監督管理委員会遼寧監管局、

中国人民銀行瀋陽分行

による公文書

遼工商発[2010]135号

「遼寧省における商標専用権の質権担保貸付に関する暫定弁法」 の印刷・配布に関する通知

各市工商行政管理局、 各銀監分局、 人民銀行瀋陽分行遼寧省各中心支行と営業管理部

商標専用権の質権担保貸付に対する管理の適正化を図り、より高い知名度と信用度 を有する登録商標を持つ企業が融資ルートを広げるのを激励、支持し、商標の無形資 産としての価値や役割を充分に発揮させ、商標戦略の実施を加速し、遼寧における旧 工業基地の振興と経済社会の発展に一層高品質なサービスを提供するために、遼寧省 工商行政管理局、中国銀行業監督管理委員会遼寧監督管理局と中国人民銀行瀋陽支行 は、「物権法」、「担保法」、「合同法」、「商標法」及びその「実施条例」、国家工商総局 による「登録商標専用権の質権登記手続に関する規定」(工商標字[2009]第 182 号文 書)、財政部、工信部、国家知識産権局、国家工商総局、国家出版局による「知的財 産権の質権担保貸付と評価管理を強化して中小企業の発展を支援することに関する 通知」(財企「2010]199 号文書) と遼寧省人民政府による「商標戦略の推進を加速しよ くて早い経済発展を促進することに関する意見」(遼政発[2010]7 号文書) 等の関連法 令、規則と規範的文書の規定に基いて、「遼寧省における商標専用権の質権担保貸付 に関する暫定弁法」を制定した。ここに本弁法を配布し、真剣に執行徹底してくださ い。商標専用権の質権設定登記に関する表は、遼寧省工商行政管理局のウェブサイト (アドレス:www.lngs.gov.cn) の「オンラインサービス―表のダウンロード」欄か らダウンロードすることができる。

遼寧省工商局連絡先:王艷飛 電話番号:024-96315 内線 2412

遼寧銀監局連絡先:劉琳 電話番号:024-22572029

人民銀行瀋陽分行連絡先: 于松涛 電話番号: 024-23440262

遼寧省工商行政管理局

中国銀行業監督管理委員会遼寧監管局

遼寧省における商標専用権の質権担保貸付に関する暫定弁法

- 第一条 商標専用権の質権担保貸付に対する管理の適正化を図り、より高い知名度と信用度を有する登録商標を持つ企業が融資ルートを広げるのを激励、支持し、商標の無形資産としての価値や役割を充分に発揮させ、商標戦略の実施をスピードアップさせ、経済社会の発展に一層高品質なサービスを提供するために、「物権法」、「担保法」、「商標法」、「合同法」等の関連法令、規則と規範的文書の規定に基いて、本弁法を制定する。
- 第二条 本弁法は、遼寧省内における、工商行政管理機関により法に従って登録され、 設立した企業法人とその他の経済組織が適法に持っている登録商標の専用権に質権 を設定して、銀行業金融機構に貸付金の取得を申請する融資活動に適用する。
- **第三条** 本弁法で称する商標専用権とは登録商標の所有者が、法に従って登録したその商標に対し享有している独占、使用、処分と収益取得等の権利を指す。

本弁法で称する商標専用権の質権担保貸付とは登録商標の専用権所有者(以下「借入人」という)が適法に持っている且ついまだに有効である登録商標専用権に質権を設定して、銀行業金融機関(以下「貸付人」という)から貸付金を取得し、又期限どおりに貸金の元利金を償還する融資方式のことを指す。

第四条 借入人は質権を設定しようとする商標の合法的所有者でなければならない。 一つの商標に二人以上の共同所有者がいる場合、借入人は当該登録商標の全ての所有 者とする。

借入人はそれが同一又は類似商品、役務を対象に登録した同一又は類似商標の専用権を合わせて質権設定対象にしなければならない。

第五条 以下のいずれかに該当する場合、登録商標専用権の質権担保貸付を受入れない。

- (一) 借入人は商標専用権の適法所有者ではない。
- (二) 商標専用権の所属は明確ではない。
- (三)借入人の名称は商標局の登記表に記載された名称とは一致せず、又登録商標 の権利者であると示す関連証明を提供することができない。
 - (四) 契約の締結は法令の強制的規定に違反した。
- (五)商標専用権は既に取消され、抹消され、又は有効期間の満了後に更新されて いない。
 - (六) 商標専用権は既に人民法院に差押えられ、凍結されている。
 - (七) 質権設定の条件に適わないその他の事情。

第六条 借入人は貸付人に商標専用権の質権担保貸付を申請するとき、貸付人に書面による申請を提出しなければならない。また質権を設定しようとする商標専用権の

「商標登録証」、借入人の主体資格証明書等の関連書類を提出しなければならない。 借入人は貸付人が要求したフォーマットに従って商標専用権の質権担保貸付申請 書を提出しなければならない。

第七条 貸付人は借入人の借金申請書類を受取った後、借入人の借金用途、信用状況、 償還能力、質権を設定しようとする登録商標の使用状況、質に置く予定の「商標登録 証」の真実性と有効性、商標の質権を実現する可能性等に対し、調査と確認を行い、 必要な場合工商行政管理部門及びその他の行政主管部門に関連資料の閲覧を求める ことができる。

第八条 貸付人が商標専用権の質権担保貸付業務を取り扱うとき、中国銀行業監督管理委員会と中国人民銀行の関連規定、予測された商標専用権の質権担保貸付に存在可能な市場リスク状況に基いて、科学的に商標専用権の質権担保貸付の期間、利率を設定することができる。

第九条 商標専用権の質権担保貸付金額の上限は質権設定商標の評価価値を主な参考とし、貸付金額は貸付人と借入人が商標評価価値のある比率によって協議の上決定することができる。質権設定商標の無形資産としての価値は借入人と貸付人が協議して評価することができるし、借入人は貸付人の認めた資格を持つ仲介機構に評価委託することもできる。

第十条 借入人と貸付人は「中華人民共和国合同法」、「中華人民共和国商業銀行法」 と国家工商総局による「登録商標専用権の質権登記手続に関する規定」の要求に従っ て、登録商標専用権の質権契約と借金契約を締結しなければならない。

第十一条 登録商標専用権の質権契約は、一般的に以下の内容を含む。

- (一) 質権設定者(借入人)、質権者(貸付人)の名称(姓名)、住所。
- (二) 担保される債権の種類、金額。
- (三) 債務者が債務を履行する期限。
- (四)質権を設定しようとする登録商標のリスト(登録商標の登録番号、類別及び専用期間を明記する)
 - (五) 担保の範囲。
 - (六) 当事者が約束するその他の事項。

第十二条 借金契約は貸付の種類、借金の用途、金額、利率、返済期限、返済方式、 違約責任と双方が約束する必要があると思うその他の事項を約束するものとする。 具 体的には各商業銀行の標準的な借金契約書による。

第十三条 商標専用権の質権契約が締結された後、借入人と貸付人は商標専用権の質権契約を締結した日から15日以内に、共同で国家工商行政管理総局商標局に商標専用権の質権登記手続を申請するものとし、又は商標代理機構にその処理を委託することもできる。

第十四条 登録商標専用権の質権登記を申請するのには以下の資料を提出しなけれ

ばならない。

- (一) 申請者が署名又は押印した「商標専用権の質権登記申請書」。
- (二)質権設定者(借入人)、質権者(貸付人)の主体資格証明又は自然人の身分証明書のコピー。
 - (三) 主たる契約(借金契約)と登録商標専用権の質権契約。
- (四)直接に申請する場合、授権委任状及び被委任者の身分証明を提出する。商標 代理機構に委託する場合、商標代理委任状を提出する。
 - (五) 質権設定登録商標の登録証のコピー。
- (六)質権設定商標専用権の価値に関する評価レポート。質権者(借入人)と質権 設定者(貸付人)双方が既に質権設定商標専用権の価値につき合意し、また書面によ る関連の認可書類を提出した場合、申請者は評価レポートを提出しなくてもよい。
 - (七) 提出が必要とされるその他の資料。
- **第十五条** 貸付人は商標専用権の質権登記を終了し、また国家工商行政管理総局商標局が出した「商標専用権の質権登記証」を取得してから、貸付金を交付するものとする。

借入人は貸付金が交付された後の15日以内に、「商標専用権の質権登記証」、借金契約、登録商標専用権の質権契約(コピー)を持って、借入人所在地の市、県(市)工商行政管理局に届出る。市、県(市)工商行政管理局は各四半期の終了後15日以内に商標専用権の質権担保貸付の金額、件数等の関連状況について級を追って遼寧省工商局に報告するものとする。

第十六条 商標専用権の質権設定期間中、借入人は貸付人の書面による同意を得ない限り、独自で質権設定の商標専用権を譲渡、又は他人に使用を許諾してはならない。

第十七条 質権設定者(借入人)又は質権者(貸付人)の名称(姓名)に変更がある、 又は質権契約が担保した主債権の金額に変更がある場合、当事者は以下の書類を持って、国家工商行政管理総局商標局へ質権変更登記を申請することができる。

- (一) 申請者が署名又は押印した「商標専用権の質権登記事項変更申請書」。
- (二)質権設定者(借入人)、質権者(貸付人)の主体資格証明又は自然人の身分証明書のコピー。
 - (三) 登記事項変更についての契約又は関連の証明書類。
 - (四)元「商標専用権の質権登記証」。
 - (五) 授権委任状、被委任者の身分証明書又は商標代理委任状。
 - (六) その他の関係書類。

質権設定者(借入人)の名称(姓名)に変更があった場合、「商標法実施条例」の 規定に従って商標局で登録者名義変更を申請する必要もある。

- **第十八条** 担保される主たる契約の履行期限が延長する、主債権が期限どおりに実現できなかった等の原因により、質権登記期限を延長する必要がある場合、質権者(貸付人)と質権設定者(借入人)双方は質権登記期限内に、以下の書類を持って国家工商行政管理総局商標局に質権延期の登記を申請しなければならない。
 - (一) 申請者が署名又は押印した「商標専用権の質権登記期限の延期申請書」。
 - (二) 質権設定者(借入人)、質権者(貸付人)の主体資格証明又は自然人の身分

証明書のコピー。

- (三) 当事者双方が締結した延期契約。
- (四)元「商標専用権の質権登記証」。
- (五) 授権委任状、被委任者の身分証明又は商標代理委任状。
- (六) その他の関連書類。

第十九条 主債権の消滅、質権の実現、質権者による質権放棄又は法律が定めたその他の原因により質権が消滅した場合、質権設定者(借入人)と質権者(貸付人)双方は以下の書類を持って直ちに国家工商行政管理総局商標局に質権取消登記を申請しなければならない。

- (一) 申請者が署名又は押印した「商標専用権の質権登記取消申請書」。
- (二)質権設定者(借入人)、質権者(貸付人)の主体資格証明又は自然人の身分証明書のコピー。
 - (三) 当事者双方が締結した質権登記解除契約又は契約履行済みの証明。
 - (四)元「商標専用権の質権登記証」。
 - (五) 授権委任状、被委任者の身分証明又は商標代理委任状。
 - (六) その他の関連書類。

質権抹消の登記を行った後、貸付人は直ちに借入人の「商標登録証」等の関連証明資料を借入人に返すものとする。

第二十条 借金契約に定めた返済期限が満了したが、借入人が満期後に返済義務を履行していないか又は当事者が約束した質権実現の条件が満足される場合、貸付人は法によって質権を行使し、質権設定の商標専用権を競売にかけ又は換金し、取得された金から優先的に弁済を受けることができる。貸付人は質権設定の商標専用権を競売にかけ又は換金し取得された金から優先的に弁済を受けた後、残額がある場合借入人に返すものとする。貸付人が優先的に弁済を受けた後、貸付金の元利金を償還するのに足りない場合、貸付人は不足部分の金額について法に従って借入人に償還を求めることができる。

貸付人は法に従って質権設定の商標専用権を処分する前に、商標専用権を処分する こと関わりそうな問題について、当該地方の工商行政管理部門に問い合わせるか又は 意見を求めることができる。

第二十一条 遼寧省工商行政管理局、中国銀行業監督管理委員会遼寧監管局(以下「遼寧銀監局」という)と中国人民銀行瀋陽支行(以下「人行瀋陽支行」という)は情報交流の制度を確立し健全化させ、リスクを防ぐ同時に力を合わせて金融機構が商標専用権の質権担保貸付に対する支持度を高めるように推進するものとする。

第二十二条 国家工商行政管理総局が認定した中国馳名商標及び遼寧省工商行政管理局が認定した遼寧省著名商標の専用権に質権を設定する場合、各貸付人は優先的に処理しなければならない。

遼寧省工商行政管理局は我が省の企業が中国馳名商標、遼寧省著名商標と認定された基本状況を定期的に遼寧銀監局、人行瀋陽支行へ回報するものとする。

第二十三条 各市、県(市)工商行政管理局は借入人と貸付人が商標専用権の質権登

記手続を行うのを積極的に支持、協力し、又適時に商標専用権の質権登記の基本状況を省、市工商行政管理局に届出るものとする。貸付人が工商行政管理機関に質権設定商標の権利状況等の情報を尋ねる時、工商行政管理機関は積極的に協力しなければならない。

第二十四条 遼寧銀監局、人行瀋陽支行は窓口指導を強化し、各銀行業金融機構が適切に貸付の許可権限を設定し、サービスを改善し、商標専用権の質権担保貸付業務を規範化させ、リスクを抑える上手続を簡単にし、効率を高めるように積極的に導くものとする。

第二十五条 商標専用権の質権担保貸付業務を取り扱う省級銀行業金融機構は、本弁 法に基いて関連の実施細則を制定して、商標の質権担保貸付を取り扱う業務部門、手 続及び関連制度を明確にし、積極的に商標専用権の質権担保貸付業務の展開を推進し、 我が省における企業の経営規模の拡大、市場競争力を向上するため力強い金融支持を 提供するものとする。

第二十六条 貸付人は商標専用権の質権設定融資管理体系を確立し健全化させ、与信評価を創造的に行い、与信枠の管理を厳格化し、質権設定の商標専用権の価値に対する動態評価構造を確立し、厳しく規定通り貸付前の調査、貸付中の審査と貸付後の管理を真剣に行い、常に借入人の経営状況と質権設定の商標専用権の市場価値に影響する要素に関心を持ち、リスク防止措置を徹底し、リスクを抑える上積極的・穏当に商標専用権の質権担保貸付業務をスムーズに展開するものとする。

第二十七条 本弁法に解釈には遼寧省工商行政管理局、遼寧銀監局、人行瀋陽支行が 責任を負う。

第二十八条 本弁法は公布の日から実施する。